

日本経済政策学会西日本部会

Japan Economic Policy Association Nishi-Nippon Branch

日本経済政策学会西日本部会規約

第1条（名称）この団体は、日本経済政策学会西日本部会（以下、「部会」という）と称する。

第2条（所在地）部会の所在地は、事務局担当幹事の研究室に置く。

第3条（目的）部会は、所属会員の研究報告機会の提供及び親睦を図り、もって経済政策並びに関連諸学の研究活動を進めることを目的とする。

第4条（構成員）部会は、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島及び沖縄各県に所在地を置く機関（機関に所属していない者は自宅住所等）に属する日本経済政策学会の会員で構成する。

第5条（役員）部会に、次の役員を置く。

- 1) 部会代表 1名
- 2) 常務理事 若干名
- 3) 理事 若干名
- 4) 本部幹事・部会幹事 各々若干名
- 5) 顧問・部会代表指名理事・部会代表指名幹事 各々若干名

2 役員は、日本経済政策学会の規定に従い選出する。

3 部会代表は、会務を総括し、この部会を代表する。

4 常務理事は、部会代表を補佐し、部会代表に事故あるときは、その職務を代理する。

5 部会代表の指名する役員は、会計監事として部会の財産や業務執行の状況を監査する。

6 部会代表の指名する役員は、事務局担当理事または事務局担当幹事として事務局を担い、会務及び会計を管理する。

7 部会代表は、顧問を委嘱し、部会代表指名理事または部会代表指名幹事を構成員の中から指名し、特命事項の処理にあたらせることができる。

第6条（理事・幹事会）部会は、会務を審議するため、役員を構成員とする部会理事・幹事会をおく。

2 部会理事・幹事会は、大会のとき及び必要と認めるときに部会代表が招集する。

3 部会理事・幹事会の議長は、部会代表が務める。

4 議案の決議は出席者の過半数の賛成で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第7条（総会）部会は、役員の実務執行状況、予算及び決算を報告するため部会総会をおく。

2 部会総会は、大会のときに開催する。

3 部会総会の招集は、部会代表が行う。

4 部会総会の議長は、部会代表が務める。

5 議案の決議は出席者の過半数の賛成で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第8条（改正）この規約の改正は、部会理事・幹事会の議を経て部会総会の決議をもって行う。

2 前項の決議ののち、日本経済政策学会全国常務理事・幹事会の承認した日をもって施行する。

第9条（設立年月日）部会の設立年月日は、昭和40年4月17日とする。

附 則（規約施行日）この規約は、日本経済政策学会全国常務理事・幹事会が承認した日（令和2年5月22日）より施行する。